

新潟市協働事業提案モデル事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、新潟市協働事業提案モデル事業実施要綱第5条の規定に基づき、新潟市協働事業提案モデル事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準の策定に関すること。
- (2) 公開プレゼンテーション及び審査会における協働事業の提案の審査に関すること。
- (3) 審査の結果を市長に報告すること。
- (4) 中間ヒアリング及び実績報告における協働事業の評価・検証に関すること。
- (5) その他協働事業提案の審査等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、5名以内の委員で組織する。

2 審査委員会の委員（以下「委員」という）は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益活動実践者
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 前々項の規定により選定された委員に欠員が生じた場合には、速やかに後任者の選定を行うものとする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ審査委員会の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 審査委員会の議事は過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

4 会議は、非公開とし、会議結果の概要を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 提案された事業に対し、庁内の意見を審査委員会に送付するため、必要に応じて庁内審査会を設置することができる。

2 庁内審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。

市民生活部長
政策調整課長

行政経営課長

協働事業に係る所管課長及び関係課長

3 委員長は、審査のために必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己の関係する市民活動団体等又は利害関係のあるものの提案及び事業に関する議事に参与することができないものとする。

(報告)

第8条 委員長は、議事を議決したときは、その結果及び経過を市長に報告するものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、市民生活部市民協働課が行う。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知りえた個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。